

令和 3 年度第 2 回本庄市総合教育会議 次第

日 時：令和 3 年 1 0 月 2 0 日（水）
午後 1 時 3 0 分～

場 所：本庄市立児玉小学校 図書室

1．開 会

2．市長挨拶

3．教育長挨拶

4．議 題

コロナ禍における本庄市の教育について（意見交換）

資料

5．その他

6．閉 会

【配布資料】

資 料：コロナ禍における本庄市の教育について

別紙資料：主な国や県の動きと本庄市・本庄市教育委員会の対応

参考資料：本庄市総合教育会議運営要綱

コロナ禍における本庄市の教育について

令和3年9月作成
学校教育課

1 主な国の動きと本庄市教育委員会の対応について

①令和2年2月27日

安倍首相が全国のすべての小中高校に臨時休校要請の考えを公表

●令和2年2月28日 新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業（休校）について

・・・別紙1

1 期 間 3月3日（火）～3月26日（木）

2 登校日

○毎週月・木曜日 8：20～11：50（給食はなし）

※ただし、中学校3学年については除く。

○児童生徒の状況の把握と家庭学習の指導等

○授業日ではなく、休んでも「欠席」扱いとはならない。

○健康観察の記録を持参。

7 その他

どうしても仕事を休めないなど、ご家族で対応できない日については、次により学校で預かりますので各学校へご相談ください。（土日、祝日を除く）

①対 象 小学校1，2，3学年の児童及び小中学校特別支援学級の児童生徒

②時 間 8：30～14：30まで 弁当持参

③登下校 原則として保護者の送迎をお願いします。

②令和2年4月7日から5月6日まで 緊急事態宣言。

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県。

●令和2年4月30日 臨時休業期間中の家庭学習について・・・・・・・・・・別紙3

課題の設定について

○学習の範囲：前学年の復習にとどめず、新学年に履修する内容についても学習内容に含める。学校再開後に理解の状況を確認し、必要な指導を行う。

○日ごとの時間割や週案等を作成し、目安となる時間や教科、学習内容等を示し、児童や生徒が計画的に学習に取り組めるよう工夫する。

○教科書、ラインズeライブラリアドバンス、Eテレ、ワークシート（はにぽんプリント、コバトンプリント）の活用を基本として課題を設定する。児童生徒の実情に応じて課題を追加する。ただし、過度の負担とならないように留意する。

●令和2年5月25日 学校再開について（通知）・・・・・・・・・・・・・・・・別紙4

1 学校再開の段階等について 段階的な分散型登校

（1）【第1段階】 第1週 6月1日（月）～5日（金）

○2グループに分け、分散して登校させる。 ○各日 3時間授業

○給食は提供しない。

○1教室の人数は20人までとする。

（2）【第2段階】 第2週 6月8日（月）～12日（金） 分散型登校

○登校する曜日、グループ分けについては第1段階と同様とする。

○各日 5時間授業 ○給食を提供する。

（3）【第3段階】 第3週 6月15日（月）～

○通常登校、通常日課とする。

●令和2年5月27日 新型コロナウイルス感染症感染予防対策「安心宣言」・・・別紙5

●令和2年6月1日 学校再開後の教育活動の変更について（お知らせ）・・・別紙6

1 授業時数の確保について

（1）長期休業の短縮

①夏季休業日 8月 1日（土）～ 8月18日（火）

②冬季休業日 12月26日（土）～ 1月 5日（火）

（2）中学校卒業式の日程変更 3月22日（月）

（3）その他の方策

①これまで午前授業としていた日の見直し

②必要に応じて、授業の1単位時間の5分程度短縮して、一日の授業数を増やす日の設定

③令和3年1月7日 緊急事態宣言。

1月8日から2月7日まで 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県。

3月21日に解除。

令和3年4月23日 緊急事態宣言。

4月25日から5月11日まで 東京都、京都府、大阪府、兵庫県。

●令和3年1月8日 緊急事態宣言を受けての学校の対応・・・・・・・・別紙7

市立学校における学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続する

●令和3年6月14日 新型コロナワクチン接種について(教職員への先行接種)・・・別紙8

対象教職員数516人 希望者479人 接種済み470人

接種率98%

接種日1回目：7月18日～25日 2回目：8月8日～15日

④令和3年7月 8日 東京都が緊急事態宣言。

令和3年7月30日 8月31日まで延長。 埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府

令和3年8月17日 9月12日まで延長。

令和3年9月10日 9月30日まで延長。

●令和3年8月26日 緊急事態宣言に伴う夏季休業終了後の市立学校の対応

・・・別紙11

学校運営の基本方針 感染防止対策を徹底しながら教育活動を行う

感染リスクを低減しつつ教育活動を継続するため、児童生徒の接触機会の減少や身体的距離の確保について留意する。

2学期開始に当たっての対応

(1) 始業式は予定通り8月27日（金）とします。

(2) 8月30日（月）、31日（火）は短縮授業とします。

(3) 9月1日（水）から10日（金）

・短縮授業（5時間）とします。

※小学校においては、学童保育の時間までは学校で預かります。

・学校の実情に応じて、以下の3パターンにより対応します。

I 通常登校型（本庄西小・藤田小・仁手小・秋平小・共和小）

通常の授業を行う。

II 分散授業型（本庄東小・旭小・北泉小・本庄南小・中央小・児玉小）

（本庄東中・西中・南中）

学級の状況に応じて、分散型授業（学級を分割して1教室の人数を減らして授業等）や広い部屋を利用した授業により、身体的距離の確保を図り授業等を実施する。

III 分散登校型（児玉中）

1学級の児童生徒をグループ分けし、登校による学習と家庭での学習（リモート授業や課題学習等）を組み合わせる。・始業式は予定通り8月27日（金）とする。

●令和3年9月1日 本庄市 受験生の新型コロナワクチン接種について・・・別紙12

1.対象及び人数

①中学3年生（H18.4.2～H19.4.1 生まれの人）・725人

②高校3年生（H15.4.2～H16.4.1 生まれの人）・727人

○9月3日（金）中3対象者へ郵送728通 返信数：651通

希望数：442人 すでに予約済みなど138人 合わせて580通

接種率約79%

○第1回目ワクチン接種： 9月19日（日）

○第2回目ワクチン接種： 10月17日（日）

2 コロナ禍における学校教育についての各学校の取り組み・工夫

①授業について

【ICT機器の活用】



【広い教室での授業】



【校内オンライン授業】



【フェイスシールドの活用】



【音楽の授業（琴の学習）】



②生活について

【登下校時に傘の使用】



【登校時の検温や体調の確認】



③給食・清掃などについて

黙食・教師による配膳・下校後の消毒

【教師による配膳・黙食】



【下校後の消毒作業】



【職員、来客の検温・消毒】



3 コロナ禍における学校教育についての今後の課題

①学習について

- ・緊急事態宣言下においての理科の実験、技能教科の実習、音楽のリコーダーや鍵盤ハーモニカ、歌唱、グループ話し合い活動が制限される中での指導。
- ・欠席者の学習保障。
- ・外部講師を招聘しての学習機会の減少。

②分散登校・オンライン学習について（児玉中より）

- ・学習効果を確保するための教職員の指導力向上。
- ・生徒の取組状況の把握。
- ・接続環境への対応。
- ・在宅オンライン授業に参加する際のきまり、保護者との連携と徹底。

③生活について

- ・児童生徒の心のケア
感染症への不安やストレス
学校行事等の中止や減少による、行事の継承や、やる気等の低下。
コミュニケーションの減少・不足によるトラブル
- ・マスク着用や距離を確保することを苦手とする児童への指導。
- ・授業参観など、保護者の来校機会の減少。
- ・歯磨きやフッ化物洗口などの保健指導。
- ・現在行っている感染対策の継続意識の低下。
- ・不登校となることへの懸念と支援策。

④教職員について

- ・分散型授業やリモート学習などの負担増。
- ・感染や濃厚接触等で、教職員が不在になった場合の人員の確保。
- ・日々の感染対策による教職員の疲労感。

⑤人権への配慮について

- ・感染者とその家族への差別や偏見。
- ・思い込みや過剰な反応による差別や偏見。
- ・ワクチン未接種者への差別や偏見。

4 その他の取り組み

①新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金事業の一例

- ・ヘッドクール・冷感タオル（登下校の熱中症対策として配布）
- ・大型扇風機（全校の体育館に6台設置、熱中症対策）
- ・サーキュレーター（教室の換気）・水道蛇口改修（蛇口をレバー式に交換）
- ・ネックウォーマー（防寒及び飛沫防止）

②小中学校施設安全・安心確保事業の一例

- ・マスク（冷感） ・ハンドソープ ・アルコール除菌液、手指消毒液

別紙資料

別紙 1 ～ 1 4

主な国や県の動きと本庄市・本庄市教育委員会の対応

（本庄市・本庄市教育委員会発出文書）

主な国や県の動きと本庄市、本庄市教育委員会の対応

学校教育課まとめ

○国や県の動き

○令和2年1月 6日 中国武漢で原因不明の肺炎・厚労省が注意喚起。

○令和2年1月14日 WHOが新型コロナウイルスを確認。

○令和2年1月30日 WHOが国際的な緊急事態を宣言。

○令和2年2月 3日 クルーズ船、横浜港に入港。

○令和2年2月11日 WHOが「COVID-19」と名付ける。

○令和2年2月25日 政府が感染拡大に備え「基本方針」を策定。

○令和2年2月27日 安倍首相が全国のすべての小中高校に臨時休校要請の考えを公表。

・3月2日から春休みまで臨時休校とするよう要請。

○令和2年4月 7日 緊急事態宣言。

・4月7日から5月6日まで 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県。

○令和2年4月16日 緊急事態宣言を全国の都道府県へ拡大。

○令和2年5月 4日 緊急事態宣言を5月31日まで延長。

○令和2年5月25日 緊急事態宣言を解除。

○令和3年1月 7日 緊急事態宣言。

・1月8日から2月7日まで 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県。

○令和3年1月13日

・栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県も拡大。

○令和3年2月 2日 令和3年3月7日まで延長。

○令和3年2月26日 3月1日以降は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県に変更。

○令和3年3月 5日 3月21日まで延長。・埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県。

○令和3年3月21日 緊急事態宣言を解除。

○令和3年4月23日 緊急事態宣言。

・4月25日から5月11日まで 東京都、京都府、大阪府、兵庫県とする。

○令和3年5月 7日 5月31日まで延長 愛知県、福岡県にも緊急事態宣言。

○令和3年5月28日 6月20日まで延長。

○令和3年6月17日 7月11日まで沖縄県が延長。

○令和3年7月 8日 東京都が緊急事態宣言。 7月12日から8月22日まで沖縄県は延長。

○令和3年7月30日 8月31日まで延長。 埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府にも拡大。

○令和3年8月17日 9月12日まで延長。

・茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、福岡県にも拡大。

○令和3年8月25日 北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県にも拡大。

○令和3年9月10日 9月30日まで延長。

●令和2年2月28日

本庄市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業（休校）について・・・別紙1

1 期 間

3月3日（火）～3月26日（木）

2 登校日

○毎週月・木曜日 8:20～11:50（給食はありません）

※ただし、中学校3学年については除く。

○児童生徒の状況の把握と家庭学習の指導等

○授業日ではなく、休んでも「欠席」扱いとはならない。

○健康観察の記録を持参。

7 その他

どうしても仕事を休めないなど、ご家族で対応できない日については、次により学校で預かりますので各学校へご相談ください。（土日、祝日を除く）

①対 象 小学校1, 2, 3学年の児童及び小中学校特別支援学級の児童生徒

②時 間 8:30～14:30まで 弁当持参

③登下校 原則として保護者の送迎をお願いします。

○令和2年3月10日 埼玉県教育委員会

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業期間における家庭学習の教材等 及び市町村教育委員会等による取組事例の紹介について

○令和2年3月19日 文部科学省

学校の臨時休業の実施状況、取組事例等について 埼玉県教育委員会教育長

学校教育活動再開に向けた新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の感染予防の徹底について

○令和2年3月24日 I O C 大会組織委員会 東京都 東京五輪 パラリンピック1年延期

●令和2年3月27日 本庄市教育委員会 本庄市立小・中学校の再開に向けた方針

○令和2年4月 7日 緊急事態宣言。

・4月7日から5月6日まで 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県。

○新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う市町村立幼稚園・小中学校等の臨時休業の要請について（通知）埼玉県教育委員会

●令和2年4月 7日 本庄市教育委員会 令和2年度の学校再開等の変更について

○令和2年4月16日 緊急事態宣言が全国に拡大・13都道府県に「特定警戒都道府県」

●令和2年4月30日 本庄市教育委員会

令和2年度の学校再開の変更等について・・・別紙2

3 登校日について

○今後の感染状況等を見据えながら、児童生徒の状況の把握と家庭学習の確認等のため、登校日を設定する場合がある。その際は、改めて各学校に通知する。また、実施する際には、小規模校を除き、地域等によりグループに分け、人数を制限しての分散登校で実施する。

●臨時休業期間中の家庭学習について・・・別紙3

1 課題の設定について

○前学年の復習にとどめず、可能な範囲で新学年に履修する内容についても学習内容に含める。
ただし、家庭での学習や提出物のみをもって個々の児童生徒の理解の状況を判断することは難しいため、学校再開後に理解の状況を確認し、必要な指導を行う。

○日ごとの時間割や週案等を作成し、目安となる時間や教科、学習内容等を示し、児童や生徒が計画的に学習に取り組めるよう工夫する。

○教科書（国語・社会・算数・数学・理科・外国語を中心に、4～5月の単元を学習する）、ライズ・ライブラリアドバンス、Eテレ、ワークシート（はにぼんプリント、コバトンプリント）の活用を基本として課題を設定する。なお、各学校において、児童生徒の実情に応じて課題を追加することも可とする。ただし、過度の負担とならないように留意する。

●令和2年5月25日 本庄市教育委員会

学校再開について（通知）・・・別紙4

1 学校再開の段階等について 分散型登校

（1）【第1段階】 第1週 6月1日（月）～5日（金）

○2グループに分け、分散して登校させる。

○各日 3時間授業

○給食は提供しない。

○グループ分けは、各学校が実情に応じた方法で行う。なお、1教室の人数は20人までとする。

（2）【第2段階】 第2週 6月8日（月）～12日（金） 分散型登校

○登校する曜日、グループ分けについては第1段階と同様とする。

○各日 5時間授業

○給食を提供する。

（3）【第3段階】 第3週 6月15日（月）～

○通常登校、通常日課とする。

●令和2年5月27日

本庄市立〇〇小（中）学校 新型コロナウイルス感染症感染予防対策「安心宣言」・・・別紙5
本校では、児童（生徒）が安心して学校生活を送るために、すべて遵守することを宣言します！

●令和2年5月28日 新型コロナウイルス感染症対策方針 本庄市教育委員会

●令和2年6月1日 学校再開後の教育活動の変更について（お知らせ）・・・・・・・・・・別紙6

1 授業時数の確保について

（1）長期休業の短縮

①夏季休業日 8月 1日（土）～ 8月18日（火）

②冬季休業日 12月26日（土）～ 1月 5日（火）

（2）中学校卒業式の日程変更 3月22日（月）

（3）その他の方策

①これまで午前授業としていた日の見直し

②必要に応じて、授業の1単位時間の5分程度短縮して、一日の授業数を増やす日の設定

●令和2年7月1日 新型コロナウイルス感染症対策方針 Ver. 2

○令和3年1月 7日 緊急事態宣言。

・1月8日から2月7日まで 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県。

○令和3年1月8日 文部科学省

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルスに関する留意事項について（通知）※1月8日から2月8日まで

●令和3年1月8日 緊急事態宣言を受けての学校の対応・・・・・・・・別紙7

市立学校における学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続する

○令和3年2月5日 文部科学省

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言に伴う留意事項等について（周知）

※3月7日まで延長

●令和3年2月5日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言の期間延長に伴う市立学校の対応について（通知）

○令和3年3月5日 埼玉県教育委員会

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言の期間再延長に伴う市町村立学校の対応について（通知）※緊急事態宣言が解除されるまで

●令和3年3月8日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言の期間再延長に伴う市立学校の対応について（通知）

○令和3年4月19日 埼玉県教育委員会

まん延防止等重点措置の適用に伴う対応について（通知）

4月20日から5月11日まで さいたま市・川口市

○4月26日には新たに13市町が加わる

○令和3年5月10日 埼玉県教育委員会

まん延防止等重点措置の期間延長に伴う市町村立学校の対応について（通知）

○令和3年5月31日 埼玉県教育委員会

まん延防止等重点措置の期間再延長に伴う市町村立学校の対応について（通知）

6月20日まで再延長

●令和3年6月14日 本庄市長 新型コロナワクチン接種について

教職員への先行接種・・・別紙8

○令和3年7月30日 緊急事態宣言8月31日まで延長。

埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府にも拡大。

○令和3年7月30日 埼玉県教育委員会

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う市町村立学校の対応について

●令和3年8月2日 本庄市教育委員会

緊急事態宣言を受けての部活動の対応について（通知）・・・別紙9

1 部活動及び校外活動について

●令和3年8月2日 本庄市教育委員会 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う市町村立学校の対応について（通知）・・・別紙10

○令和3年8月20日 文部科学省 小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について

○令和3年8月25日 埼玉県教育委員会 夏季休業期間終了後の市町村立学校の対応について（通知）

●令和3年8月26日 本庄市教育委員会 緊急事態宣言に伴う夏季休業終了後の市立学校の対応・・・別紙11

学校運営の基本方針 感染防止対策を徹底しながら教育活動を行う

感染リスクを低減しつつ教育活動を継続するため、児童生徒の接触機会の減少や身体的距離の確保について留意する。

●令和3年9月1日 本庄市 受験生の新型コロナワクチン接種について・・・別紙12

1. 対象及び人数

①中学3年生(H18.4.2～H19.4.1 生まれの人)・725人

②高校3年生(H15.4.2～H16.4.1 生まれの人)・727人

●令和3年9月1日 本庄市教育委員会 市立学校で児童生徒や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドライン・・・別紙13

別紙14

●令和3年9月10日 本庄市教育委員会 緊急事態宣言の期間延長に伴う学校の対応について

令和 2 年 2 月 28 日

保護者様

本庄市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業（休校）について

昨日夜の「全国一斉休校要請」の報道には保護者の皆様も大変衝撃を受けたことと存じます。臨時休業（休校）の措置は、市町村の教育委員会が決めることとなっておりますので、この報道を受け、その対応を急遽検討してまいりました。

1 カ月以上の、そしてこの時期の休校はこれまで経験がなく、様々な課題もあり、またこの地域においては感染者が発生していないこともあります。一方、昨夜の安倍首相の「何よりも、子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教員が日常的に長時間集まることによる大規模な感染リスクにあらかじめ備える」との発言、また、国民一丸となって感染拡大防止にあたっている現下の状況もあります。これらを総合的に判断し、市長部局とも情報の共有を図る中で、国、県の要請を受け、臨時休業（休校）の措置をとることとし、下記の対応を取ります。

保護者の皆様には大変ご負担をおかけすることとなりますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

1 期 間

3 月 3 日（火）～3 月 26 日（木）

※3 月 2 日（月）は通常通りの授業で給食もあります。

2 登校日

○毎週月・木曜日 8：20～11：50（給食はありません）

※ただし、中学校 3 学年については除き、別途各学校から指示があります。

○児童生徒の状況の把握と家庭学習の指導等

○授業日ではありませんので休んでも「欠席」扱いとはなりません。体調を充分考えて登校させてください。

○健康観察の記録を持参させてください。

3 留意事項

○感染拡大防止の観点から不要不急、人混みへの外出は避け、ご家庭で過ごさせてください。

い。また、手洗い・うがいの励行、咳エチケットやマスクの着用についてもご指導をお願いします。

○引き続き、毎日の検温、健康観察をお願いします。登校日に記録を提出してください。

○今後、学校と家庭との連絡等は、メール配信及び学校ホームページを基本に行われます。メール登録等がないため、連絡が困難な場合は、学校へ申し出てください。

○臨時休業の期間中、児童生徒が体調を崩したり、事故等が発生したりした場合は、速やかに学校へ報告してください。

4 卒業式

中学校 3月13日（金） 卒業生のみ（在校生・保護者・来賓の出席はありません）

小学校 3月24日（火） 卒業生のみ（在校生・保護者・来賓の出席はありません）

5 修了式（卒業学年以外）

小中学校 3月26日（木）（登校 8：20）

6 部活動

中止

7 その他

どうしても仕事を休めないなど、ご家族で対応できない日については、次により学校で預かりますので各学校へご相談ください。ただし、体調が悪い場合はお預かりすることはできませんのでご承知おきください。（土日、祝日を除く）

① 対 象 小学校1，2，3学年の児童及び小中学校特別支援学級の児童生徒

② 時 間 8：30～14：30まで 弁当持参

③ 登下校 集団登下校が取れませんので、原則として保護者の送迎をお願いします。
また、健康観察の記録を持参させてください。

今後の状況により、変更となる場合があります。その場合は各学校から連絡があります。

各市立学校長 様

本庄市教育委員会教育長

令和2年度の学校再開の変更等について（通知）

標記の件について、令和2年4月7日付けの通知で、令和2年5月6日までの臨時休業の措置を実施しているところではありますが、県内における新型コロナウイルスの感染者数が依然として増加しており、大型連休明けに1000人程度となる推計が出されるなど予断を許さない状況にあります。このような中、県から5月31日まで臨時休業を延長するよう要請がありました。新型コロナウイルスの感染拡大防止の重要性に鑑み、本市においても下記のとおり臨時休業（休校）期間を延長し、学校再開日を変更します。

また、県内における教職員の感染事例も報道されております。教職員の感染予防についても、引き続き万全を期するようお願いします。

なお、休業の延長に伴う授業時間の確保のために、夏季休業等を短縮する予定です。また、今後の状況の変化により、学校の再開について、再度変更する場合がありますので、御承知おきください。

記

1 臨時休業について

○5月7日（木）～5月31日（日）まで臨時休業とする。

※6月1日（月）より学校を再開する。

2 給食について

○決定次第、改めて通知する。

3 登校日について

○今後の感染状況等を見据えながら、児童生徒の状況の把握と家庭学習の確認等のため、登校日を設定する場合がある。その際は、改めて各学校に通知する。また、実施する際には、小規模校を除き、地域等によりグループに分け、人数を制限しての分散登校で実施する。

4 部活動について

○臨時休業期間中は実施しない。

5 児童生徒の学習、生活管理について

○家庭学習については別添「臨時休業中の家庭学習について」を参考に、各学校で課題を設定する。また、家庭学習計画表などを活用し、計画的に学習に取り組めるよう指導する。なお、ネット環境のない家庭に十分配慮する。

○学校再開後を見据え、休業中の生活について生活記録等を活用することにより、規則正しい生活を送れるよう支援する。

6 留意事項

- 感染拡大防止の観点から不要不急、人混みへの外出は避けるよう呼び掛ける。やむを得ず外出する際は、手洗い・うがいの励行や咳エチケット、社会的距離の確保、マスクの着用について指導する。
- 家庭に対しては、引き続き、毎日の検温、健康観察をお願いする。
- 学校と家庭との連絡等は、メール配信及び学校ホームページを基本に行う。なお、メール登録のない家庭、ホームページの閲覧ができない家庭に対しては、個別で電話連絡等を行うこととする。
- 必要に応じて、電話連絡、家庭訪問等を実施する。なお、家庭訪問に当たっては、保護者の意向等にも配慮すること。
- 児童生徒の状況を的確に把握するとともに、必要に応じてスクールカウンセラー等を活用するなど、児童生徒の心のケアを図ること。
- 感染者や濃厚接触者等に対する偏見や差別等の行為を絶対に行わないよう指導すること。
- 臨時休業の期間中、児童生徒が体調を崩したり、事故等が発生したりした場合は、速やかに学校へ報告させる。
- 学校の再開時期を想定しての年間指導計画の見直しを図る。

7 教職員等の感染防止

- ※令和2年4月6日付け「新型コロナウイルス感染拡大防止のお願い」の通知に基づき、適切に対応する。
- 学校職員の感染による影響は大変大きいことを一人一人が自覚し、感染拡大防止を意識した「うつらない うつさない行動」をとる。
- 健康管理に留意し、毎日、検温を実施し、発熱や風邪症状があるなど体調がすぐれないときは管理職に報告し、出勤しない。
- 学校での勤務中はマスクを着用する。
- 自宅勤務中の外出はしない。
- 3密を避け、勤務時間外においても、人混みへの外出や不要不急の外出を控える。
- 手指の洗浄や消毒、職員室などの勤務場所の換気に努める。

8 教職員の勤務等について

令和2年4月14日付け本教学発第129号「新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の勤務等について（通知）」及び令和2年4月30日付け本教学発第242号『「新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の棋院武藤について（通知）」の一部変更について（通知）』に基づき、適切に対応する。

9 その他

- 児童生徒の預かりは、今回の臨時休業中は実施しない。ただし、保護者が医療従事者等で監護する者がいない小学校1，2，3学年の児童及び小中学校の特別支援学級の児童生徒の場合は対応する。なお、「医療従事者等」とあるように、医療従事者に限るものではない。ただし、風邪症状等があり、体調が悪い場合は預からない。（土日、祝日を除く）
 - ① 対 象 小学校1，2，3学年の児童及び小中学校特別支援学級の児童生徒
 - ② 時 間 8：30～14：30まで 弁当持参
 - ③ 登下校 集団登下校が取れないため、原則として保護者の送迎を依頼する。
また、健康観察の記録を提出させ、児童生徒の健康状態を把握することとする。

臨時休業期間中の家庭学習について

臨時休業期間中の課題については、これまで各学校において設定していただいているところではありますが、今回の臨時休業期間の延長に伴い、以下の点に留意して家庭学習の取組について、適切な御対応をお願いします。

記

1. 課題の設定について

- 前学年の復習にとどめず、可能な範囲で新学年に履修する内容についても学習内容に含める。
ただし、家庭での学習や提出物のみをもって個々の児童生徒の理解の状況を判断することは難しいため、学校再開後に理解の状況を確認し、必要な指導を行う。
- 日ごとの時間割や週案等を作成し、目安となる時間や教科、学習内容等を示し、児童や生徒が計画的に学習に取り組めるよう工夫する。
- 教科書（国語・社会・算数・数学・理科・外国語を中心に、4～5月の単元を学習する）、ライオンズeライブラリアドバンス、Eテレ、ワークシート（はにぽんプリント、コバトンプrint）の活用を基本として課題を設定する。なお、各学校において、児童生徒の実情に応じて課題を追加することも可とする。ただし、過度の負担とならないように留意する。
※ライオンズeライブラリアドバンスについては、インターネット環境の整っていない家庭等に配慮すること。

2. 児童生徒及び保護者への周知等について

- ホームページやメール配信、郵送、保護者や生徒による課題の受け取りなどを通じて行う。なお、メール登録していない家庭やインターネット環境が十分に整っていない家庭等に対しては、必要に応じて電話等で個別に対応する。

3. 内容例

- これまでの各学校からの課題について、別添にまとめた資料を参考として活用する。

4. 臨時休業期間中の学習計画表について

- 児童生徒が、継続的、計画的に学習に取り組めるよう、学習計画表を活用する。
参考：別添資料

各市立学校長 様

本庄市教育委員会教育長

学校再開について（通知）

これまで新型コロナウイルス感染症対策として臨時休業の措置を実施してまいりましたが、本庄市内および周辺地域の感染状況、市の対応方針や国、県からの通知等の内容を踏まえ、新型コロナウイルス感染防止に万全を期した上で、学校を再開します。

なお、感染防止の観点とともに児童生徒の円滑な学校生活への適応を考慮し、以下の通り、段階的に学校を再開します。

つきましては、別紙保護者あての通知を配布し、周知くださるようお願いいたします。

記

1 学校再開の段階等について

(1) 【第1段階】 第1週 6月1日（月）～5日（金） 分散型登校

○2グループに分け、分散して登校させる。

登校しない日は家庭学習とし、授業内容とリンクした課題を示す。

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
Aグループ	Bグループ	小学5, 6年生 中学3年生	Aグループ	Bグループ

○各日 3時間授業

○給食は提供しない。

○グループ分けは、各学校が実情に応じた方法で行う。なお、1教室の人数は20人までとする。

(2) 【第2段階】 第2週 6月8日（月）～12日（金） 分散型登校

○登校する曜日、グループ分けについては第1段階と同様とする。

○各日 5時間授業

○給食を提供する。

(3) 【第3段階】 第3週 6月15日（月）～

○通常登校、通常日課とする。

(4) 部活動について

○当面実施しない

2 児童生徒の預かりについて

保護者の都合等で、家庭での対応が難しい場合は、児童生徒の体調が悪い場合を除き、以下により、学校で預かる措置を取る。

- ① 期 間 6月1日(月)～6月12日(金)(ただし、土日を除く)
- ② 対 象 小学校1, 2, 3学年の児童及び特別支援学級の児童生徒
- ③ 時 間 8:30～14:30まで
- ④ 登下校 小学校においては、原則として保護者の送迎とする。また、健康観察の記録を持参させる。
- ⑤ 留意点 実施にあたっては、感染症対策を十分に行う。

3 留意事項

○埼玉県教育委員会「学校再開に向けたガイドライン(新型コロナウイルス感染防止対策)」に基づき、適切に対応すること。

また、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」,「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&A」を踏まえること。

○添付した「新型コロナウイルス感染症感染予防対策『安心宣言』」について、例を参考に各学校で作成し、保護者に周知するとともに、校内に掲示するなど活用を図ること。

○出席の取扱い等について(県ガイドライン p12 II 2 (5)を参照)

保護者の意向により感染予防のために登校しない場合の出欠の取扱いについて配慮すること。

○登校しない児童生徒に対しては個別にきめ細かい対応を行うこと。

本庄市立〇〇小（中）学校 新型コロナウイルス感染症感染予防対策

「安心宣言」

本校では、児童（生徒）が安心して学校生活を送るために、すべて遵守することを宣言します！

安心 その1

「三密」を徹底的に回避します

- ・ 教室等の換気を行います。
- ・ 教室の席は可能な限り距離をあけ、人との間隔を意識します。
- ・ トイレの使用は、密集を避けるように指導します。
- ・ 当面の間、グループ学習や近い距離での話し合いなどは可能な限り控えます。
- ・ 給食は対面にならないようにし、配膳も必要最小限の人数で行います。

安心 その2

ウイルスの拡散を阻止します

- ・ 正しい「マスク」の着用や「咳エチケット」の徹底、こまめな「手洗い」をします。
- ・ 1日1回以上、ドアノブ・手すり等を消毒します。
- ・ 本人や家族が新型コロナウイルス感染症陽性者・疑い・濃厚接触者となった場合は登校できないことを周知徹底します。

安心 その3

児童（生徒）の体調を確認します

- ・ 毎日の体温測定、健康観察カードへの記入と提出に取り組みます。
- ・ 健康観察カードで体調確認後、体調不良の児童（生徒）へは個別に対応します。
- ・ 授業開始時、終了時にも健康観察を行います。

安心 その4

教職員が自己の体調管理をします

- ・ 毎日自宅で検温し、発熱や風邪症状がないことを確認してから出勤します。
- ・ 体調が悪い場合は、無理をせず、出勤を自粛し、自宅で休養します。
- ・ マスクの着用、手洗い、咳エチケットに取り組みます。

安心 その5

いじめ・差別は許しません

- ・ 児童（生徒）の心のケアに取り組み、偏見や差別、いじめにつながることをないように指導します。

保護者 様

本 庄 市 教 育 委 員 会
本庄市立〇〇小（中）学校長

学校再開後の教育活動の変更について（お知らせ）

年度当初の長期の臨時休校、また、新型コロナウイルス感染症対策について、ご理解、ご協力いただきましてありがとうございます。

本日より段階的に学校再開したところですが、再開後の教育活動について市教育委員会と市校長会で協議した結果、現時点において下記のと通りの対応としますのでお知らせいたします。

記

1 授業時数の確保について

(1) 長期休業の短縮

①夏季休業日 8月 1日（土）～ 8月18日（火）

②冬季休業日 12月26日（土）～ 1月 5日（火）

・1学期終業式	7月31日（金）	給食あり	午前授業・午後終業式及び学級活動等
・2学期始業式	8月19日（水）	給食なし	午前中のみ
・2学期終業式	12月25日（金）	給食あり	午前授業・午後終業式及び学級活動等
・3学期始業式	1月 6日（水）	給食あり	午前始業式及び学級活動等・午後授業
・修了式	3月26日（金）	給食なし	午前中のみ（変更なし）

(2) 中学校卒業式の日程変更 3月22日（月） ※小学校は変更なし

(3) その他の方策

①これまで午前授業としていた日の見直し

※授業日は、給食を提供することを基本とします。したがって、6月以降の給食提供回数は例年より増えることとなります。給食費の集金額については改めてお知らせします。

②必要に応じて、授業の1単位時間（小学校45分・中学校50分）を5分程度短縮して、一日の授業数を増やす日の設定

2 感染拡大防止の観点からの主な学校行事の見直しについて

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| (1) 運動会等 | → 「中止」とし、類似の行事を平日に公開せず実施 |
| (2) 合唱コンクール等 | → 「中止」 |
| (3) 遠足、生活科見学、社会科見学、校外学習 | → 1学期は「中止」・2学期以降は「検討」 |
| (4) 修学旅行 | → 実施予定日2か月前を目安に判断 |
| (5) 林間学校 | → 「宿泊しないで実施」または「中止」 |

3 学習活動の取扱について

以下に掲げるものなど、感染症対策を講じてもなお、感染の可能性が高い学習活動については、当分の間、行いません。

- | | |
|--------------|--|
| (1) 各教科等共通 | 「児童生徒が長時間、密集または近距離で対面形式となる話し合い活動等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」 |
| (2) 音楽 | 「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダー等の管楽器や鍵盤ハーモニカの演奏」 |
| (3) 家庭、技術・家庭 | 「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」 |
| (4) 体育、保健体育 | 「児童生徒が密集する運動」「近距離で組み合ったり接触したりする運動」 |
| (5) 水泳指導 | 定期健康診断が行われていないため、本年度は行いません。 |

4 部活動について

6月15日（月）より段階的に再開します。6月中は週3日以内に1時間程度の活動とします。

※ 今後の状況により、内容を変更することがあります。

緊急事態宣言を受けての学校の対応

本庄市教育委員会

※緊急事態宣言を受け、発令期間中の教育活動について以下の対応とします。

市立学校における学校運営の基本方針
感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続する

1 感染予防の更なる徹底

- (1) 健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）
- (2) 手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用
- (3) 食事中の会話禁止（会話は食事後にマスクを付けてから）
- (4) 授業について
 - ・感染防止対策を講じた上で、通常授業を実施する。
 - ア 合唱、管楽器演奏及び調理実習は中止する。
 - イ 児童生徒が「近距離で対面形式となるグループ活動」及び「近距離で一斉に大きな声を出す活動」は行わない。
 - ウ できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしない。
 - エ 器具や用具を共用する場合は、使用前後で手洗いを徹底する。
 - オ 体育の授業に関して
 - ① 「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」は行わない。
 - ② 屋外が望ましいが、屋内で行う場合は換気に十分留意する。
 - ③ 医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や保護者から感染不安により授業への参加を控えさせたい旨の相談があった場合は、保護者の意向を尊重する。

2 部活動について

- (1) 実施する場合には、感染防止策を徹底し、平日のみの活動とする。（各学校の下校時刻を厳守し、全校生徒が例外なく下校すること。）なお、朝練習は中止する。
- (2) 感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分距離を空けて活動する。
- (3) 活動は、上記「1－(4)」に準じて行う。

3 校外行事について

- ・延期または中止。

4 その他の活動について

休み時間、給食、清掃活動、登下校等の活動については、これまで同様「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等にしながら対応する。

【参考】

- (1) 朝の運動、業前・業間運動
 - ・密集しないように実施、または中止。
- (2) 朝会、集会
 - ・放送等を使い、全校児童が集まらないように実施、または中止。
- (3) なわとび大会
 - ・学級ごと等、できる限り少人数で実施。
- (4) 授業参観、懇談会
 - ・少なくとも緊急事態宣言中は実施しない。
- (5) 校内授業研究会
 - ・感染防止対策を行い、最小限の人数で実施、または中止。
- (6) 教育相談
 - ・パーテーション等を使用して実施することは可。
- (7) 歯みがき、フッ化物洗口
 - ・感染症対策を講じた上で実施。歯みがき、フッ化物洗口により口内環境を清潔に保つことは感染症予防につながるため、一斉に中止はしない。
 - ・不安な児童生徒は実施しなくても可とする。
- (8) 放課後学習会
 - ・感染症対策を徹底して実施することは可。
- (9) 入学説明会
 - ・体育館で、座席の間隔をとり、できるだけ短時間で実施。
 - ・保護者が欠席する場合は、後日資料を渡したり、個別に対応したりするなど工夫する。
 - ・新入学児童の体験学習は中止。

別紙8

事 務 連 絡
令和3年6月14日

本庄市内各小・中学校校長 様

本 庄 市 長

新型コロナワクチン接種について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本市では、ファイザー社製のワクチンを使用し、高齢者対象に新型コロナワクチンの接種を4月下旬から実施しております。**今後、接種対象を64歳以下に順次広げていくのに合わせ、本市の取り組みとして、感染することにより他に及ぼす影響が大きい職種の方に、高齢者の後に先行して接種をおこなっていきたいと考えております。**

つきましては、下記のとおり、貴職員に対し、接種希望者を募りますのでご協力の程をお願いいたします。

記

1. 提出書類…別紙「接種者予定リスト」

※返送時には、ファイル名を学校名・電話番号に変更してください。

・例:「〇〇中学校・049525〇〇〇〇」

2. 提出期限…令和3年6月21日(月)午後1時まで

※期限前でもリストが作成でき次第提出をお願いいたします。

3. 提出先…本庄市教育委員会学校教育課 瀧澤あて

4. 接種場所…集団接種会場または市内医療機関の個別接種会場になります。

※接種日・場所は後日お知らせいたします。

5. その他…市外在住者も接種いただけます。

施設に常勤しているかたは接種いただけます。

接種券付き予診票を事前にお渡しします。(ご自身の自治体から接種券が届きましたら、そちらを使用してください)

各市立中学校長 様

本庄市教育委員会教育長

緊急事態宣言を受けての部活動の対応について（通知）

標記の件につきまして、埼玉県教育委員会教育長より、別添のとおり通知がありました。

つきましては、本市の対応を下記のとおりとしますので、感染症対策を徹底した上で適切な部活動の運営となりますようお願いします。なお、今後の状況の変化により変更する場合がありますので御承知おきください。

記

1 部活動及び校外活動について

期 間	活動日数	校外活動 (合同練習・練習試合)
8月2日（月）から 緊急事態宣言期間中	週4日以内 (土・日・祝日を含む)	北部地区及び同地区に隣接する市町内 (埼玉県内に限る。ただし、全国大会・ コンクール等に出場する場合を除く)

※各種大会やコンクール等（全国大会や県内大会等）の大会当日14日前からは本庄市部活動方針に基づく活動を認める。

※合同練習や練習試合等、複数の学校が集まる活動の実施については、緊急事態宣言の期間中であることを踏まえ、必要最小限の実施となるように慎重に検討すること。なお、自校を含めて2校までの活動とすること。ただし、大会に合同チームとして出場する場合は、合同となる学校を合わせて1チームとみなして活動ができることとする。

※定期演奏会を実施する場合は、感染防止対策を徹底すること。

※朝練習については当面の間なしとする。

2 感染防止対策の徹底について

- 健康観察を徹底するとともに、発熱者・体調不良者等の活動参加禁止を徹底すること。
- 飛沫感染の可能性が高い活動（大きな発声や身体接触を伴う等）は原則として行わないこと。
- 水分補給や食事の場面での感染防止対策を徹底すること。
- 部室の使用の制限（原則禁止）や活動場所への直行直帰を徹底すること。
- 更衣場面、休憩場面、下校時等における感染防止を徹底すること。
- 本人や同居の家族に体調不良がある者は、部活動に参加しないこと。
- 熱中症事故防止に配慮した感染防止対策を徹底すること。

3 その他

○令和3年7月9日付け教義指第517号「7月12日以降の市町村立学校の対応について（通知）」、令和3年7月19日付け事務連絡「埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく対応について（依頼）」を参考とし、感染症対策を徹底した上での活動とする。

担 当	本庄市教育委員会 学校教育課 櫻井 友晴
-----	-------------------------

各市立学校長 様

本庄市教育委員会教育長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う
市町村立学校の対応について（通知）

標記の件について、埼玉県教育委員会教育長より通知がありました。

つきましては、同宣言を踏まえ、感染防止対策をより一層徹底しながら学校運営を継続するため、下記の対応をお願いします。

また、家庭内感染が拡大しているため、児童生徒が各家庭での「感染防止リーダー」となり、家族ぐるみで感染防止対策を実践できるよう、添付資料のリーフレットを学校のホームページに掲載し、家庭向け配信メール等で周知するようお願いします。

記

1 学校における感染防止のための留意点

- ・発熱者や体調不良者（家族に体調不良者等がいる場合も含む）の登校自粛の徹底
- ・日々の健康観察の徹底（夏季休業中も継続）
- ・不要不急の外出・会食の自粛
- ・県境をまたぐ移動の自粛
- ・登下校時、校外活動時等の直行直帰の徹底
- ・熱中症事故防止に配慮した感染防止対策

2 部活動について

- ・令和 3 年 8 月 2 日付 本教学発第 757 号「緊急事態宣言を受けての部活動の対応について（通知）」に基づき対応すること。

3 保護者面談・補習等

- ・実施する場合は、感染防止対策を徹底し、保護者の理解を得るなどした上で実施すること。

4 進路に伴う学校説明会について

- ア 事前に検温等の健康観察を行い、発熱等がある場合は参加を見送るように周知すること。
- イ 校内だけでなく、行き帰りの公共交通機関においてもマスクを着用するように周知すること。また、直行直帰を徹底すること。
- ウ 説明会を実施する学校の指示に従い、行動するように周知すること。

5 その他

- ・その他の具体的な対応については、令和3年7月9日付け教義指第517号「7月12日以降の市町村立学校の対応について（通知）」、令和3年7月19日付け事務連絡「埼玉県におけるまん延防止等重点措置等に基づく対応について（依頼）」を参照すること。

担当	本庄市教育委員会 学校教育課 武藤 知啓
TEL	25－1183
FAX	25－1193
E-mail	gakkou@city.honjo.lg.jp

緊急事態宣言に伴う夏季休業終了後の市立学校の対応

本庄市教育委員会

※緊急事態宣言発令期間中の教育活動について以下の対応とします。

学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら教育活動を行う

感染リスクを低減しつつ教育活動を継続するため、児童生徒の接触機会の減少や身体的距離の確保について留意する。

1 期間

緊急事態宣言が解除されるまで

2 2 学期開始に当たっての対応

- ・ 始業式は予定通り 8 月 2 7 日（金）とする。
- ・ 8 月 3 0 日（月）、3 1 日（火）は短縮授業とする。
- ・ 9 月 1 日（水）以降は、学校の実情（学校規模等）に応じて、各学校ごとの対応とする。

3 感染防止の徹底について

(1) 健康観察の徹底

- ・ 日々の健康状態を確認するため、検温・健康観察を徹底する。登校時に健康観察カードを活用し、検温結果及び健康状態を把握する。
- ・ 発熱等の風邪症状がみられる場合や家庭内に体調不良者がいる場合は登校させない。

(2) 手洗い・マスク着用の徹底と適切な換気・保湿の実施

- ・ 手洗い及びマスクの正しい着用を徹底する。
- ・ 一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果をもち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされていることを踏まえ、そのことを保護者に適宜情報提供する。
- ・ 気候上可能な限り常時換気を徹底する。（常時換気が難しい場合には、3 0 分に 1 回以上、窓を全開にする。）

(3) 食事（給食）中の会話禁止

- ・ 食事（給食）中の会話は禁止とし、会話は食事後にマスクを着用してから行うよう指導する。

4 学校行事について

- ・ 児童生徒が学年を超えて一堂に集まって行う始業式等の学校行事を実施する場合は、校内放送や I C T を活用する。
- ・ 開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分検討する。また、公開は中止とする。
- ・ 校外行事は中止とする。

5 学習活動の取扱いについて

(1) 授業実施上の留意事項

- ・授業実施の際は、常時換気を基本とする。難しい場合でもこまめに換気を行う。
- ・原則マスクを正しく着用させ、児童生徒同士の間隔を可能な限り確保する。
- ・児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワークや話し合い活動については行わない。ICT等を使って考えを交流する等、感染防止対策を徹底しながら、緊急事態宣言期間中であっても対話的な学びが充実するような工夫を講じる。

(2) 感染リスクが高い学習活動について

- ・緊急事態宣言措置期間中においては、以下に例を挙げるような「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」は行わない。

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、下のような活動が挙げられる（①～④は特にリスクの高いもの）。

- ①各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ②音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ③家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ④体育・保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- ⑤理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ⑥図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

- ・上記の活動に限らず、学級全体で一斉に行う音読や群読、近距離で大きな発声を伴う活動やマスクを外して行う運動など、感染リスクが高いと考えられる活動についても同様に取り扱うこと。

6 部活動について

- ・令和3年8月26日付 本教学発第844号「夏季休業期間終了後の部活動の対応について（通知）」に基づき対応すること。

7 やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対するICTの活用等による学習指導

- ・やむを得ず学校に登校できない生徒に対しては、学習の著しい遅れが生じないように、例えば、Google classroom 等を活用した同時双方向の学習指導など、オンライン学習を積極的に活用する。

8 児童生徒の心のケアについて

- ・感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続していくことは、児童生徒にさまざまな不安やストレスを抱かせていることが懸念されるため、教職員が児童生徒の気持ちを丁寧に理解し、不安や悩みを受け止め、家庭と連携して寄り添った対応をする。
- ・児童生徒や保護者に対し、様々な相談窓口があることを積極的に周知する。
- ・生徒指導課がこれまで発出した児童生徒の自殺予防に関する通知等を参考に、引き続き必要に応じてICTの活用も図りつつ、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談の実施等により児童生徒等の心の変化を的確に把握し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による支援を行うなど、心のケアに適切に取り組む。

9 教職員の感染予防対策及びメンタルヘルス対策について

- ・教職員についても、児童生徒と同様に基本的な感染予防対策に改めて留意すること。
- ・検温・健康観察を徹底すること。併せて、普段と体調が少しでも異なる場合や教職員の家族に体調不良者がいる場合、本人が濃厚接触者となった場合には、特別休暇（交通遮断休暇）の取得や職務専念義務免除の承認により出勤を控えさせるなど、学校での感染リスクの軽減を図る。
- ・出勤後に体調に不安を感じた場合には、直ちに帰宅させる。
- ・教職員が休暇を取得しやすい環境や医療機関等を受診しやすい環境を整える。
- ・職員室等における勤務については、可能な限り間隔を確保すること。（十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用して学校内で分散勤務をすることも考えられる）

10 「分散登校」に関する出欠の取扱いについて

- ・授業のある児童生徒については出欠を記録するとともに、授業のない児童生徒については、「出席停止・忌引き等の日数」として記録する。
- ・学年の全部で授業を行わない場合は、授業日数に含めない。
- ・やむを得ず学校に登校できない児童生徒について、次の方法によるオンラインを活用し学習指導を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年毎に記録する。

①同時双方向型のオンラインを活用した学習指導

②課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

11 その他

(1) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合について

- ・合理的な理由があると校長が判断する場合には、欠席とせず、出席停止とするなど柔軟な取り扱いをする。

(2) 家庭へのお願いについて

- ・「児童生徒及び同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる場合は、登校せずに自宅で休養する」ことを保護者等に依頼する。

受験生の新型コロナワクチン接種について

昨今の感染の急拡大により、若い世代に感染者が増えており、また重症化のリスクも懸念されています。

これから受験を控える中学3年生と高校3年生の方を対象に、下記のとおりコロナワクチン接種を実施します。

記

1.対象及び人数 ①中学3年生(H18.4.2～H19.4.1 生まれの人)・725人

②高校3年生(H15.4.2～H16.4.1 生まれの人)・727人

※令和4年4月に高等学校または
大学・短期大学・専門学校に進学を予定している人

2.日 程 等 ①中学3年生:9月19日(日)・10月17日(日)の集団接種

②高校3年生:個別医療機関で対応(接種期間10月3日以降)

4.方 法

①中学3年生対象

○対象者に「お知らせハガキ」を9月3日に発送予定(往復はがき)

○接種日当日は、保護者の同伴をお願いします。

②高校3年生対象

○対象者に「お知らせ」を9月3日に発送予定

○予約受付開始 9月10日 18:00から(WEB優先予約)

担当:保健部健康推進課(保健センター内)
電話:0495-24-2003

市立学校で児童生徒や教職員の新型コロナウイルス感染が 確認された場合の対応ガイドライン

別紙 13

本庄市教育委員会

本ガイドラインは、地域の感染状況や保健所の業務の状況等を踏まえ、文部科学省ガイドライン及び埼玉県教育委員会「県立学校における当面の臨時休業等の目安について（通知）」を参考としながら取りまとめたものです。

つきましては、その適切な運用をお願いします。

なお、本ガイドラインは、本庄市児玉郡医師会長に対しお知らせするとともに、各学校医からの助言がいただけるよう、協力を依頼していることを申し添えます。

1 学校で児童生徒や教職員の感染者が確認された場合の対応

- ・感染者が児童生徒である場合、校長は、感染した児童生徒について出席停止の措置をとる。感染者が教職員である場合は、職務専念義務の免除の承認により出勤させないようにする。
- ・児童生徒が濃厚接触者と判定された場合にも同様の措置をとる。教職員が濃厚接触者と判定された場合は、特別休暇（いわゆる「交通遮断休暇」）の取得により出勤自粛とする。
- ・校長は、下表に該当する児童生徒や教職員が確認された場合には、それぞれ下表に掲げる期間の出席停止または出勤自粛（以下「出席停止等」という。）を指示する。

	対 象 者	期 間
①	陽性が判明した者（以下、「陽性者」という。）	保健所の指示による （就業制限解除の日まで）
②	陽性者の濃厚接触者に特定された者	保健所の指示による （原則、陽性者と最後に接触した翌日から14日間）
③	発熱等の風邪症状がみられる者 （①・②に該当しない場合に限る。）	原則、症状が改善するまで （医療機関の受診を推奨）
④	同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる者 （当該家族が陽性者に該当しない場合に限る。）	原則、当該家族の症状が改善するまで。

2 校内の濃厚接触者の特定について

児童生徒等の感染が判明した場合に、感染者本人への行動履歴等のヒアリングや濃厚接触者の特定のための調査は保健所が実施しているが、現在、本県においては積極的疫学調査が縮小されている。

については、当面の間、以下の手順により濃厚接触者の特定を進める。

- ①保護者等から学校に陽性の連絡が入ったら、学校教育課及び保健所に第一報を入れ、保健所から指導・助言を仰ぐ。
- ②保健所は陽性者から聞き取りを行い、「発症日」を確定し、学校に連絡する。
- ③感染者の感染可能期間（有症状の場合は発症2日前、無症状の場合は陽性確定に係る検体採取日の2日前）に登校していた場合は、別添様式を参考にし、校内での行動履歴等のヒアリングを各学校が行う。
- ④以下のいずれかに該当する児童生徒を「濃厚接触者の候補」として特定し、別添様式によりリストを作成する。

- ア 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接触れた可能性が高い者。
（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある。）
- イ 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、陽性者と15分以上の接触があった者。
（必要な感染予防策については、単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクやあごマスク等、マスクの着用が不適切な状態になかったかについても確認する。）

- ⑤ヒアリングの内容及び「濃厚接触者の候補リスト」を保健所に情報提供し、保健所により濃厚接触者の特定を行う。

3 臨時休業の判断について

- (1) 調査のための臨時休業
 - ・学級内に陽性者が発生した場合、児童生徒等に濃厚接触者がいないことが明らかな場合を除き、濃厚接触者を特定するまでの調査に必要な期間、臨時休業とする。調査の結果、濃厚接触者が複数いないと判断された場合、学級閉鎖は解除する。
- (2) 学級閉鎖
 - ・調査の結果、以下のいずれかの状況に該当する場合は学級閉鎖とし、その期間は5日間程度を目安とする。
 - ①同一学級内に複数の陽性者が発生した場合
 - ②陽性者が1名であっても、以下に該当する場合
 - ア 周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる
 - イ 複数の濃厚接触者がいる（※ ただし、学校に2週間以上来ていない者等の発症は除く。）
 - ・学級閉鎖期間中に、有症状者や濃厚接触者の確認を進めるとともに、新たな陽性者が発生した場合等には、期間の延長も検討する。

(3) 学年閉鎖

- ・複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学年閉鎖を検討し、陽性者の所属学級や人数等を踏まえ、学校医の助言を参考に判断する。

(4) 学校閉鎖

- ・複数の学年を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学年閉鎖を検討し、陽性者の所属学級や人数等を踏まえ、学校医の助言を参考に判断する。

(5) 臨時休業の解除（授業の再開）

- ・臨時休業期間終了後は、出席停止が適切と考えられる児童生徒を除き、学校医の助言も踏まえ授業の再開を判断する。

4 部活動に係る対応

- ・陽性者が部活動に所属し、かつ、当該陽性者の行動歴から、感染可能期間中に部活動に参加していることが判明した場合には、原則として、当該部活動は1週間程度の活動停止とし、部員及び顧問の健康観察を徹底するとともに、出席停止の対象となる有症状者や濃厚接触者の候補に該当する者の有無について確認する。
- ・部活動の形態により、カテゴリー別に行動しているなど、明らかに陽性者との接触がない場合には、柔軟に対応する。

行動履歴調査について

参考

【1 陽性者との接触者】

行動履歴調査を行い、まず、陽性者周辺で以下に該当する児童生徒等について確認する。

- ①感染者からの物理的な距離が近い（部屋が同一、座席が近いなど）者。
- ②物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者。
- ③換気が不十分、三つの密、共用設備（食堂、休憩室、更衣室、喫煙室など）の感染対策が不十分などの環境で感染者と接触した者。

【2 濃厚接触者の候補】

陽性者との接触者のうち、以下に該当する児童生徒等を「濃厚接触者の候補」とし、別添様式によりリストを作成する。

- ①感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性が高い者。
（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある。）
- ②手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、陽性者と15分以上の接触があった者。
（必要な感染予防策については、単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクやあごマスク等、マスクの着用が不適切な状態になかったかについても確認する。）

【行動履歴調査 聞き取りのポイント】

- ☐ 授業等では具体的にどのような活動を行ったか。（感染リスクの高い活動はあったか）
- ☐ マスクを外した状態で誰と接触していたか。（休み時間、体育、屋外での活動、登下校等）
- ☐ 接触の多かった児童生徒はいないか。（近くの座席、同じグループ）
- ☐ 換気の状態
- ☐ 飲食の場面、着替えの場面の様子
- ☐ 座席表と距離

※上記の内容を、別添の行動履歴調査様式に記入してください。

保護者 様

本庄市教育委員会

緊急事態宣言の期間延長に伴う学校の対応について（お知らせ）

日ごろより、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、現在発令されている緊急事態宣言の措置期間が、この度、令和 3 年 9 月 3 0 日（木）まで延長されることとなりました。

つきましては、8 月 2 7 日付「緊急事態宣言に伴う夏季休業終了後の学校の対応について（お知らせ）」による対応を継続いたします。

各ご家庭におきましても、緊急事態宣言延長の趣旨をご理解いただき、引き続き、感染防止対策をお願いいたします。

【8 月 2 7 日付「緊急事態宣言に伴う夏季休業終了後の学校の対応について（お知らせ）」の要旨】**学校運営の基本方針****感染防止対策を徹底しながら教育活動を行う**

感染リスクを低減しつつ教育活動を継続するため、児童生徒の接触機会の減少や身体的距離の確保について留意する。

1 学校における対応

- ・短縮授業（5 時間）とします。
※小学校においては、学童保育の時間までは学校で預かります。
- ・学校の実情に応じて、通常登校型、分散授業型、分散登校型の 3 パターンにより対応します。
- ・感染が不安で学校を休ませたい場合は、学校にご相談ください。欠席とせず、出席停止とするなど柔軟に対応することができます。
- ・部活動は、週 2 日以内（平日のみ）、活動時間は 9 0 分以内とし、校外活動は禁止とします。
- ・学校行事は、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分検討します。なお、公開は中止とします。
- ・校外行事は中止とします

2 家庭へのお願い

- ・発熱等の風邪症状がみられる場合や家庭内に体調不良者がいる場合は、登校を控えてください。
- ・PCR 検査、抗原検査を受けることになったら、速やかに学校に連絡してください。併せて、検査結果についてもご連絡ください。また、兄弟姉妹が通学する学校にも連絡をお願いします。
- ・感染防止対策の徹底を引き続きお願いします。

3 その他

児童生徒がワクチン接種を受けるために学校を休んだ場合は「出席停止等」の扱いとなり、欠席とはなりません。また、副反応により学校を休む場合も同様です。

なお、ワクチンの接種は任意です。

○本庄市総合教育会議運営要綱

平成27年11月16日
告示第435号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4の規定に基づき、本庄市総合教育会議(以下「会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項の協議及び調整を行う。

- (1) 市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(構成員)

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、市長が招集し、会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

(意見の聴取)

第5条 会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(会議録の作成及び公表)

第7条 市長は、議事のほか次に掲げる事項を記載した会議録を会議の終了後遅滞なく作成し、前条ただし書の規定により会議を非公開とした部分を除き、これを公表するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその日時
- (2) 出席者及び欠席者の職及び氏名
- (3) 議題及び配布資料
- (4) その他市長が必要と認めた事項

2 会議録には、市長及び市長が指名する1人の構成員が署名するものとする。

(調整結果の尊重)

第8条 会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調査の結果を尊重しなければならない。

(傍聴の手続)

第9条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を傍聴人受付簿に記入し、係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

(傍聴できない者)

第10条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他市長が傍聴を不適当と認める者

(傍聴の制限)

第11条 市長は、傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、会議の傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

(傍聴人の禁止行為)

第12条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話、拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 帽子、襟巻又は外とう類を着用すること。
- (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行うこと。ただし、特に市長の許可を得た者は、この限りでない。
- (7) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(傍聴人の退場)

第13条 傍聴人は、市長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(庶務)

第14条 会議の庶務は、企画財政部企画課において処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。